

第1章 関連計画に関する整理

1-1 第6次大府市総合計画（令和2(2020)年2月）

<策定の趣旨>

総合計画は、市の総合的かつ長期的な行政運営の指針であり、その将来都市像を市民と共有することが持続可能なまちづくりには重要な要素です。

今後も、これまで以上に活気に満ちた、住みよさを実感できるまちを目指し、新しい地域経営計画として策定するものです。

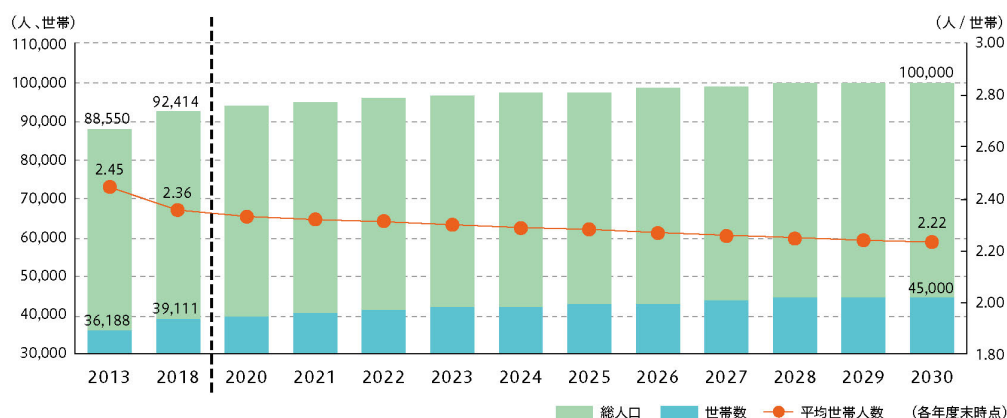
<将来都市像>

『いつまでも 住み続けたい サステナブル健康都市おおぶ』

<人口の見通し>

本市の人口は、社会全体が人口減少に転じている中であっても、緩やかに増加しており、計画期間中はその水準が維持される見通しであるため、基本計画の目標年次である令和12(2030)年度の計画人口を100,000人とします。

図表1-1 総人口・世帯数・平均世帯人員の見通し



<まちづくりの政策目標>

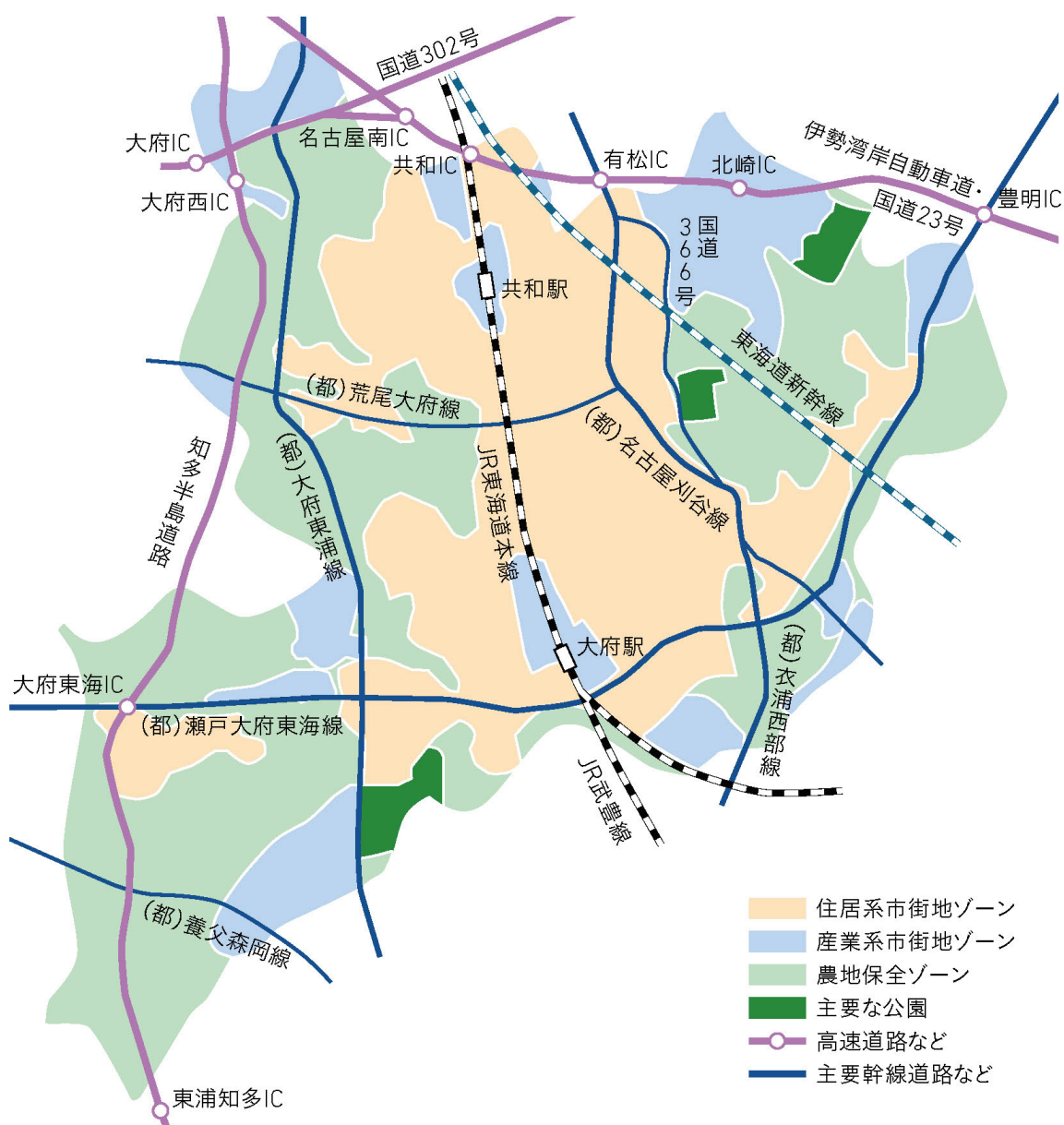
- 1 ころもからだも元気に過ごせるまち
- 2 地域で助け合えるまち
- 3 支え合い学び合うまち
- 4 環境にやさしい持続可能なまち
- 5 安心安全に暮らせるまち
- 6 快適で便利な都市空間が整うまち
- 7 子どもが輝くまち
- 8 活力とにぎわいがあふれるまち
- 9 まちづくりを支える持続可能な行政経営

<土地利用計画>

将来都市像「いつまでも 住み続けたい サステナブル健康都市おおぶ」の実現に向けて、当面の人口増加に対応した市街地形成を図るとともに、長期的な視点に立った、都市の秩序ある整備と自然環境の創出・保全による調和のとれたまちづくりを進めることを基本として、総合的かつ適切な土地利用を図ります。

本市では、広域的な交通軸である主要な幹線道路や鉄道などを都市の骨格軸とし、幹線道路を補助する道路の整備を図ることにより、JR 大府駅や共和駅周辺などを中心に居住機能や商業、医療及び福祉などの都市機能が集積され、これらの都市的サービスを誰もが容易に享受できるよう、各地域を相互につなぐネットワークが形成された集約型都市構造を構築します。

図表1-2 土地利用計画図



1-2 第4次大府市都市計画マスタープラン（令和2(2020)年3月）

<都市づくりの課題>

【都市構造】 「都市機能集積の高い都市づくり」の視点

- 市街地人口密度の維持・上昇のため、概ね徒歩圏内に分布する都市機能の維持・充実
 - 今後の人口増加に向け、これまでの社会増を維持
 - 車を運転できない・持たない人でも容易に都市機能にアクセスできるような公共交通網の維持とサービス水準の強化
 - 大府駅、共和駅周辺における居住や商業をはじめとする都市機能の集積強化
 - 増加する人口を受け止める新たな住居系市街地の形成
- （○：強みを伸ばす、●：弱みを克服する）

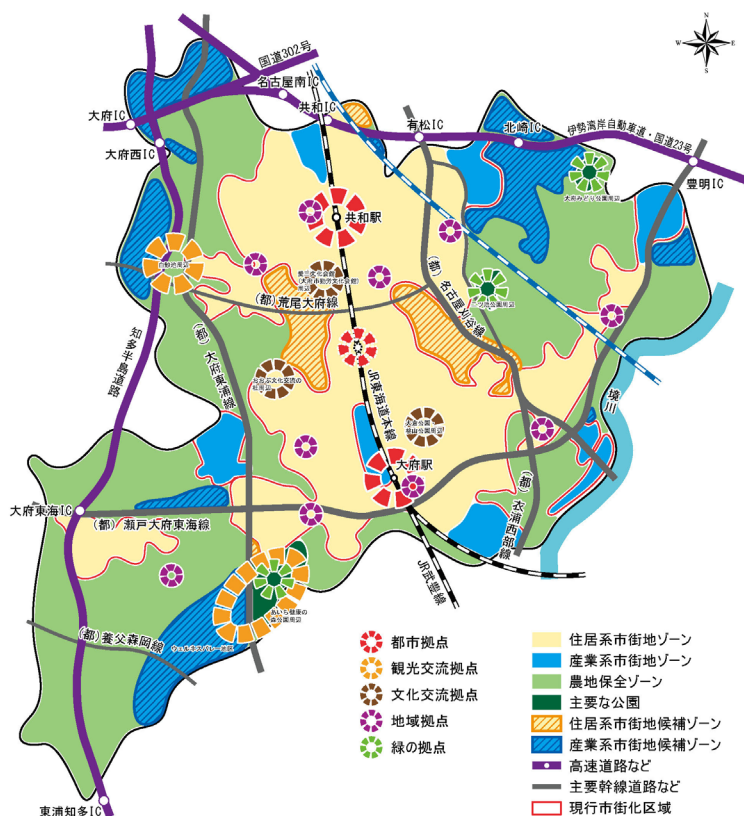
<都市づくりの目標>

利便性が高く暮らしやすい『集約型都市』

既存ストックを生かした新たな住宅地の形成、大府駅・共和駅周辺における多様な都市機能が集積した都市拠点の形成及び日常生活に必要な機能が身近に確保された生活圏の構築などにより、世代やライフスタイルに応じて、暮らしに必要な都市機能・生活機能と公共交通の連携を備えた利便性の高い集約型の都市を目指します。

<将来都市構造>

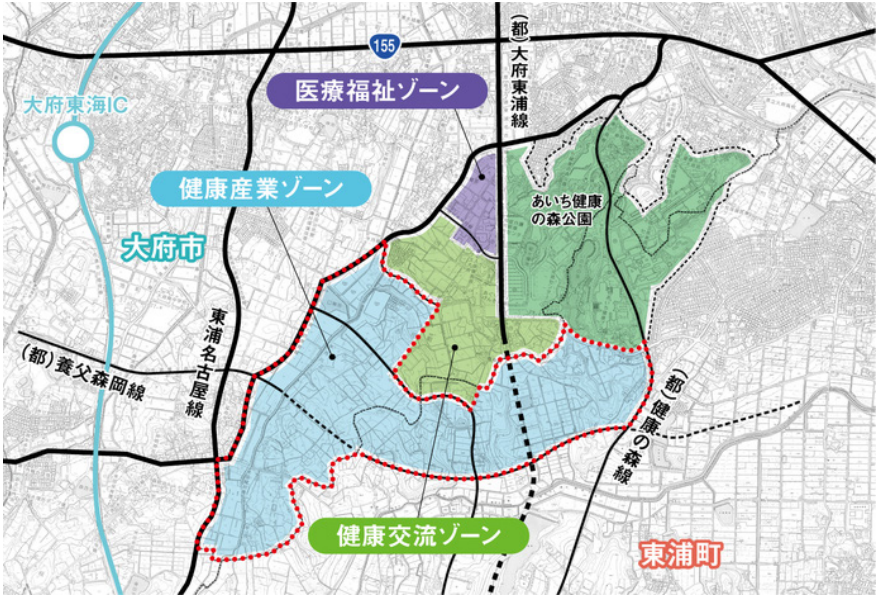
将来の人口動向に対応するとともに、財政面での持続可能な都市運営、災害に強く環境にやさしい都市構造の実現に向け、当面の人口増加に対応した住居系市街地を確保しつつ、大府駅や共和駅周辺などを中心に、居住機能や商業、医療及び福祉などの都市機能を集積し、これらの都市的サービスを誰もが容易に享受できるよう、各地域を相互につなぐネットワークが形成された集約型都市構造を構築します。



1-4 その他関連計画の整理

分野	関連計画	計画の概要と本計画策定にあたって考慮すべき事項
公共施設管理	○大府市公共施設等総合管理計画 (令和 29(2017)年 2 月)	<計画の概要> 人口構造の変化などにより、公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることから、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って、過剰な投資を避け、新設・更新・長寿命化などを計画的に行うことを目的に策定。 公共建築物及びインフラ施設の適正管理に関する基本的な考え方を示しています。 ◆適正管理に関する基本的な考え方 ニーズ変化への適切な対応 公共施設等の更新新設時においては、施設規模の適正化や施設の複合化、用途及び機能の転換、施設の広域利用など総合的な視点で公共施設等を有効活用することを検討します。 <立地適正化計画における考え方> 誘導施設として公共施設等を定める場合には、当該計画との整合を図ることが必要です。
高齢者福祉	○第 8 期大府市高齢者福祉計画 (令和 3(2021)年 3 月)	<計画の概要> 要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最期まで続けることができるよう、住まい・予防・医療・介護・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築が求められていることから、誰もが安心して暮らすことができるサステナブル（持続可能な）地域共生社会の実現を目指し策定。 ◆基本目標 介護保険サービスの充実 必要な介護保険サービスが、「だれでも、いつでも、どこでも」適切に利用できるようにするため、サービスの量・質にわたる基盤を確保していきます。 <立地適正化計画における考え方> 介護保険サービスの確保など、地域包括ケアシステムの構築に配慮し、都市機能誘導区域や誘導施設を検討することが必要です。

分野	関連計画	計画の概要と本計画策定にあたって考慮すべき事項
防災	○大府市地域防災計画 （令和2(2020)年度修正） ○大府市地域強靱化計画 （令和2(2020)年9月）	<計画の概要> 大府市地域防災計画 災害対策基本法第42条に基づき、市民の生命及び財産を保護し、社会秩序の維持並びに公共の福祉の確保を図ることを目的に策定。 「風水害・地震等対策計画」と「原子力災害対策計画」からなり、災害予防対策や災害発生時の応急対策などを定めている。 大府市地域強靱化計画 国や近隣自治体、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、大規模自然災害が起きても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるために、強靱化に関する指針として策定。 リスクシナリオごとの脆弱性評価を踏まえた、強靱化施策を定めている。 <立地適正化計画における考え方> 当該計画を踏まえ、災害リスクの高い地域を避けた都市機能及び居住誘導区域の設定を図るとともに、防災性に配慮した誘導方針や居住誘導区域における防災指針の検討などを通じて、整合を図ることが必要です。
	○大府市空家等対策計画 （平成30(2018)年3月）	<計画の概要> 空家等対策の推進に関する特別措置法第6条に基づき、空家等に関する基本的な対策を総合的かつ計画的に実施するため策定。 空家等の発生抑制と適切な管理、空家等の利活用に向けた施策等を定めている。 <立地適正化計画における考え方> 居住の誘導方針の検討にあたっては、当該計画との連携を図ることが必要です。

分野	関連計画	計画の概要と本計画策定にあたって考慮すべき事項
個別の地区整備計画	○ウェルネスバレー基本計画	<計画の概要> 国立長寿医療研究センターやあいち健康プラザをはじめ、健康・医療・福祉に関する施設が多数立地している「あいち健康の森」とその周辺エリアにおいて、健康長寿に関する一大拠点を創るため、具体的な施策や土地利用の方針をとりまとめている。 ◆ウェルネスバレーの土地利用計画  <立地適正化計画における考え方> 都市機能誘導区域や誘導施設の検討にあたっては、当該計画との整合を図ることが必要です。

序章	立地適正化計画の目的と位置付け
第1章	関連計画に関する整理
第2章	都市構造上の課題の整理
第3章	まちづくりの方針
第4章	防災指針
第5章	居住誘導区域
第6章	都市機能誘導区域・誘導施設
第7章	誘導施策
第8章	計画の評価及び進行管理
	参考資料